



巻頭言 一希望も、絶望も…一

世界や社会はあるのですが、それを客観的に記述し、説明することは不可能で、その認識の仕方は人により異なります。つまり、個々人がどのように認識するのかというフィルターを通してしか、「世界」なり、「社会」なり、目の前の「他者」を認識できないのです。デカルトの「我思う、故に我あり」に始まり、ドイツの哲学者フッサール(E.Husserl1859-1938)の現象学といわれる哲学の流れは、“いま”、“ここ”で、そうしたことを考えている、“この私”を基点にして考えるという発想です。このように私たちの身の回りで生じるいろんな出来事に関して、考え、行動することは、社会で生きていくためのひとつの処方箋でもあります。

さて、そんな“この私”さえも掘り崩していくのが精神分析です。そのなかでもラカン(J.Lacan1901-1981)の分析枠組みは、難解ですが示唆に富んでいます。この巻頭言でもたびたび取り上げていますが、「人間の欲望は他者の欲望である」というのもそのひとつです。私がなにかを欲しているとき、まぎれもなく“この私”が、それを欲しているのですが、純粋に私の内面からそれを欲しているのではなく、それまでの人生のなかでの学習を通じて欲するようになったものであり、それは個人の内面的な想いや意思を超えて、無意識の象徴的秩序に規定されています。だから「他者の欲望」、すなわち「他者が欲望しているものへの欲望」であり、「他者から欲望されたい」という欲望なのです。多くの人が、いま体験していることをInstagramにアップする心境を考えてみれば、よくわかると思います。「インスタ映え」するところで、写真を撮って、それをアップして公開するのは、まさにそんな私や私たちを「他者から欲望されたい」からだといえますよね…。

このように考えてみれば、「我思う、故に我あり」にしても、「いま・ここ・私」にしても、その足場が揺らいでいきます。いま、ここで、そう考えたり、直観的にそう感じたりしているこの“ときめき”も、「主体（私）の現象」ではなく、「主体（この私）にあらわれる現象」なのです。ラカンは「想像界」「象徴界」「現実界」という3つの位相で、人の精神を捉えます。「現実界」というのは現実そのものですが、私たちが認識できるのは、象徴界（無意識）に規定された「想像界」であり、「現実界」そのものではありません。目に見えている世界や社会も、“この私”自身も、「想像的」なものなのです。

私はダメだと自己肯定感が低い場合でも、逆に「自分だけは特別だ」と思っている場合でも、それ自体が「想像的」で



あり、もっといえば「幻想」なのです。だから「自分は正しい」と思い込み、「自分の眼だけを信じていると間違う」のです。たとえば、他者の「純粋な心」に感動したり、ある種の行為に憤怒したりするとき、私が確かにそう感じているのですが、そうした私のその感じ方それ自体が、もはや私のものではないのです。将来への「夢」や「希望」を抱いている場合でも、逆に人生に「絶望」している場合でも、やはり想像的であり、幻想なのです。

私にとって「他者」は、実は不可解な謎に満ちています（「根源的他者性」）。なかなかわかり合えないし、わかったつもりでいても意外な一面に驚かされることがよくあります。だから、この人は「〇〇な人（たとえば、信頼できる人）」というように、ある種の象徴的な称号を他者に付与して、「あののなら、こんなとき〇〇してくれる（逆に、△△してくれない）」というように、その人と象徴的な関係を形成し、関係を築いていきます。でもそれはやはり“私”による想像的なものです。

特定の他者、あるいは不特定の他者を対象にした残酷な事件がしばしば起こります。そんなとき、その加害者が、絶望したり、恨んだりしている、そんな自分の気持ちが「絶対」ではないということに気づける機会があれば、きっと違った行動をとれたのではないかと思います。ここで精神分析を持ち出したのは、なにも蘊蓄を述べるためではなく、社会を分析し、個々人の生き方や支援のあり方を考えるためです。

欲望（他者や社会への期待）は満たされることがないだけに生きるエネルギーの源でもあるのですが、破壊的な言動の源にもなります。「手に入れたければ、求めてはいけない」というのは、昔話や寓話の基本的なメッセージです。「報われなと思うときこそ、ひたむきに…」こうした発想も想像的なものなのですが、そうすることで拓かれる地平もあると思えると、きっと人生が変わります。 KCDラボ代表 松端克文

シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋

今月のテーマ：孤独・孤立対策推進法の成立

◆孤独・孤立対策推進法の成立

2023年5月31日に「孤独・孤立対策推進法」が成立した。今日では、「8050問題」やひきこもりなどが大きな社会問題として取り上げられるようになってきているが、同法ではまずこうした状況をふまえ、「孤独・孤立」の状況にある人を「社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者」として定義している（第1条）。そして、そうした状況になることの予防や、そうした状況に置かれている人への迅速で適切な支援などの取組についての基本理念、国や地方公共団体の責務、各種の施策の基本となる事項、そして「孤独・孤立対策推進本部」の設置などについて定められている。

孤独・孤立対策を「孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組」として明確化し、その基本理念としては、次の3つが掲げられている（第2条）。

- ①孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ②孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

孤独・孤立の状態は、人生においてだれにでも生じるものであり、そうした状態を改善することを社会的課題として捉え、必要とされる支援をその当事者や家族の立場にたって、継続的に行うことで、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるようにすることが目標とされている。

国の責務としては、孤独・孤立対策に関する施策を策定し、実施する責任を有するとされており（第3条）、地方公共団体には孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされ（第4条）、さらに国民は独・孤立の状態にある者に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が実施する孤独・孤立対策に関する施策に協力するよう努めるものとする（第5条）。

また、政府は、総理大臣を本部長とする「孤独・孤立対策推進本部」を設置し、対策の具体的な目標や達成期間を盛り込んだ「孤独・孤立対策重点計画」を作成しなければならないとされている（第8条）。

◆孤独・孤立対策重点計画と支援のための施策

この「孤独・孤立対策重点計画」としては、次の5つの事項について定めるものとされている（第8条第2項）。

1. 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針
2. 孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
3. 前2号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

同法に先だって、内閣官房孤独・孤立対策担当室が主管する「孤独・孤立対策推進会議」により、2021年12月に策定された「孤独・孤立対策の重点計画」では、

- ①孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とすること
- ②状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげること
- ③見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行うこと
- ④孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化することを柱に、施策を展開するという4つの基本方針が示されている。

同法においてもこうした枠組みが踏襲されており、第10条において「相談支援」について、「国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と規定されている。

こうした相談支援体制においては、個別具体的な状況に応じて「切れ目のない相談支援」につなげていくことが重要であり、電話・SNSでの相談も含めて「24時間対応」が可能な体制の整備が必要であり、国においても内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、そして法務省において関連する各種施策が行われている。

また、見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行うことも重要な施策となる。とりわけ「居場所」づくりや「つながり」づくりは重要な課題となる。

たとえば、人との交流が週1回未満の状態の場合、健康リスクや死亡リスクが高まるとされている。また、高齢になるほど孤立しやすく、男性のほうが女性よりも孤立しやすい傾向にある。また自殺発生率でみると孤立状態にあるほうが、やはり高くなっている。

このように孤独・孤立は、心身の健康状態に負の影響を及ぼすことが明らかになっており、しかも2023年3月に公表された15～64歳のひきこもり状態にある人は146万人にもおよんでいるように、こうした孤独・孤立状態にある人が増えていることからしても、社会として早急に取り組むべき最重要課題であるといえる。 KCD ラボ代表 松端 克文

（武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授）

* 毎号ホットなテーマを取り上げ、ヒントを提供します。

シリーズ 心理学の知見を活かす③

～集団力学の効用、one for all, all for one～

前号は、「やり抜く力」をとりあげ、集団への影響を考えてみました。個々の目標に向かう姿勢を評価する土壌をつくることで、組織力が上がることをお伝えしました。

今号は、『武器としての組織心理学』（山浦一保、ダイヤモンド社）を参考に、集団の目標と集団力学を取りあげます。

◆エピソード3「自分にできなくても必ずほかのだれかが引き継いでくれる」「次につながるために努力をしなきゃならない」

これは、現在放映されているテレビアニメ「鬼滅の刃/刀鍛冶の里編」で主人公の竈門炭治郎が刀鍛冶一族の少年・小鉄に放ったセリフです。大昔の技術で作った訓練用の絡繰人形零式が壊されそうになったとき、人形は現在の刀鍛冶たちでは修復が不可能であるため、小鉄は悲しみました。零式を管理してきた一族の末裔である自身の不甲斐なさを嘆く小鉄に炭治郎は自身の姿と重ね合わせて、小鉄と自分に言い聞かせ、気持ちを奮い立たせたのです。

炭次郎たちが鬼と戦っているのも、上弦の鬼を撃破できたのも、これまでの剣士たち（「無限列車編」で命を落とした煉獄、「遊郭編」での堕姫・妓夫太郎戦を経て一線を退いた宇髄）の意志を引き継ぎ、尊い犠牲があったからと自覚しており、自身も次代につなげようとしているのです。

この言葉は、未来を信じ、いまできる精一杯のことをひたむきに努力する前向きな姿勢のあらわれなのです。

◆集団力学（グループ・ダイナミクス）

ドイツの心理学者クルト・レヴィン（1890-1947年）は、集団における人間の思考や態度、行動が相互に影響を与えるという理論を提唱しました。個人の考えや行動は集団から影響を受け、また集団は個人の思考や行動から影響を受けます。そのような集団と個人の相互関係を、レヴィンやその後の研究者が理論化しました。国や社会、学校、会社、家庭に所属する個人の思考や行動は、所属する集団の影響を受けています。それは自覚できるときもありますが、無意識のうちに影響を受けているということも少なくありません。同時に、個人の考えが所属する集団に影響を与えます。

上記のエピソード3のように、特定の目的をもった集団が、所属する個人一人ひとりのモチベーションを高めます。グループ・ダイナミクスがよい方向に構築されると集団への所属意識や仲間意識が高まり、集団の結束力や団結力、連帯感が強くなります。その結果、個人としての成長や集団としてのパフォーマンスが向上することになります。

◆one for all, all for one と同調圧力

個々のメンバーが共通の目標を目指し、努力・行動するようになると、ラグビーなどでいわれる「one for all, all for one」（1人はみんなのために、みんなは1人のために）という関係性が生まれます。また、多様な意見や考えが集団に取り込まれることにより、新しい発想が生み出されます。

一方で強い同調圧力が極端な方向に向かったり、誤った方向に向かうと不合理な意志決定や行動に移されたりする危険性もあります。集団内における個人の排除や組織内の集団同士の対立は、組織の内部崩壊を招くことになります。また、

集団での意志決定に委ねることで、一人ひとりの責任や自覚が希薄になる可能性もあります

◆よいグループ・ダイナミクスの傾向

よいグループ・ダイナミクスの傾向とは、以下の2つがある状態です。

【共通の指針に基づく団結力】

集団（組織）の団結力とは、「集団の一員でいたい」という動機づけの度合いを指します。先月号のGRITの育成と同様に、集団（組織）において、個々のメンバーが集団の共通目標を意識し、各々が個人目標をもち、努力・行動するかは組織力を上げる重要な要素です。共通の指針のもとに、メンバーの団結と結束も強まり、よりよい成果が生まれます。

【連帯感をもった集団凝集性】

団結力とは別に、集団が構成員を引きつけ、その集団の一員であり続けるように動機づける度合いを指す言葉に「集団凝集性」があります。集団凝集性の高さは、構成員の魅力や構成員間の相互作用、集団の目標や規模などの要素により決まります。集団凝集性が高いほど、個人は「集団に留まりたい」と願います。連帯感や協調性が十分に備わると組織自体も安定し、生産性の高い仕事が可能になります。

◆グループ・ダイナミクスを活用するポイント

グループ・ダイナミクスの活用における3つのポイントを右図に示しました。

1. コミュニケーションの充実

先述したデメリットを減らすために、コミュニケーションを充実させることが大切です。一般に、集団凝集性が高くなるにつれてコミュニケーションは活発化するといわれます。しかし団結力が強まる一方で、集団から異質なメンバーが排除・疎外されるなどの事態も起こり得るため、これを防ぐ必要があります。

2. グループ内での問題を見極めて解消

コミュニケーションの充実に加え、極端な意思決定をなくすために、グループ内において問題が生じない、あるいは解消しやすいシステムを構築することが重要です。問題はある日突然発生するものでなく、グループ内における不和や不満など、なんらかの兆候が存在します。小さなサインを見逃さず、グループ内で起こっていることを互いに報告・共有し、対立や排除が生じる前に話し合ったり、解決のための措置をとったりすることがポイントです。

3. 行動規範を設ける

よいグループやチームづくりには、集団内の行動規範を設けることが必要です。行動規範に基づき、各員が安心して行動できるようになるほか、コミュニケーションも促されます。

◆最後に

以上、グループ・ダイナミクスの傾向やメリットを紹介しました。コミュニケーションを円滑にし、結束の強化につながるグループ・ダイナミクスの構築を目指しましょう。

（連カン室 高畑 英樹）



シリーズ 強度行動障害支援 超実践⑥

～これってなんなん？なんでなん？～

◆ 社会福祉法人愛心福祉会 愛心園に行ってきました！

5月26日に、強度行動障害SV養成事業（以下、事業）の拠点でもある愛心園を、堀内講師と遠山さん、浜口さん、私の4名で訪問しました。愛心園は、令和4年度から兵庫県の拠点のひとつとしてこの事業に参加されています。今回の訪問の目的は、同じ事業に参加している拠点として、相互に情報の共有を行うことと、愛心園のコアメンバーに事例検討の進め方や内容に関する助言を行うことでした。

愛心園は、開設40周年の節目を迎えておられ、陽気会と同じように生活の場と活動の場の分離を目的に、事例で挙げた助言を取り入れながら、空間の構造化など熱心に取り組んでおられます。参考館を居住棟とし、番号館、式号館からなる豊富な空間を活動場所として設定されていますが、構造化の方法によっては、ご利用者一人ひとりの特性に合わせることも、活動の内容・用途により活動空間を分けることも可能で、非常に魅力的な施設でした。また事例の内容も大変わかりやすく、スケジュールの提示方法や時計の工夫など、私たちにとってよい勉強となりました。よい刺激を受けることができたので、今後もコアメンバーの浜口さんや森さんと、他拠点への訪問を積極的に行っていきたいと考えています。

また今年度よりこの事業に、とよおか福祉会、三田谷治療教育院、丹南精明園が新たに加わり、計8拠点となりました。今後はさらに相互訪問のような形が活発になっていくと思うので、いまから楽しみです！

◆ 講演会の依頼が来ました！

5月19日に、遠山さんと私に講演会をお願いしたい…という方々が当法人に来られ、理事長を含めた私たち数名で打ち合わせを行いました。このたびのお話をいただいたのは、なんと法務省の保護司の方々で、普段あまり聞きなれない方々からの依頼で大変びっくりしました。保護司というのは、「犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員」とされています。その保護司の方々からの講演依頼の理由が大変興味深いものでした。

皆さんは、宮口幸治氏(立命館大学総合心理学部・大学院人間科学研究科教授。児童精神科医として精神科病院や医療少年院に勤務し、2016年より現職。医学博士、臨床心理士)の『ケーキの切れない非行少年たち』という書籍をご存じでしょうか。簡単に説明すると、非行少年の多くにASDや発達障害の特徴が見られているというお話で、今年の6月からNHKでもドラマ化されるようです。

今回お話を伺った保護司の方々も同様の課題を抱えておられ、「話が上手く伝わらない、意思確認のむずかしさなどに困惑している」とのことで、専門的に支援している私たちに彼らへの接し方や伝え方を教えて欲しいということでした。このたびの打ち合わせを経て講演会を行うことになりましたが、保護司の皆さんの悩みが少しでも解決できるような講演会になるようがんばりたいと思います。

◆ 『三つ組み』ってなんなん？～コミュニケーション～

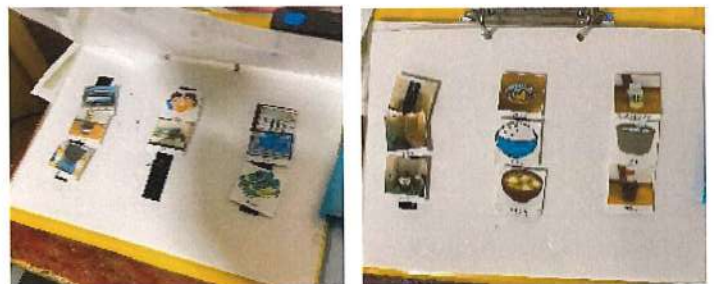
前号ではイメージーション（想像することの困難さ）を紹介したので、今号はコミュニケーション（言葉の使い方の質の問題）についてです。

まずコミュニケーションとはなにか、ということを確認していきたいと思います。コミュニケーションとは「意思疎通」であり、よく会話のキャッチボールという言葉でたとえたりしますよね。自分からの意思の伝達だけではなく、相手からも意思の伝達を受けることも含まれるのでそのようなたとえ方が一般的に多いのではないのでしょうか。ではASDの方々にとって、会話とはどのような捉え方でしょうか。特性を整理しながら考えてみます。①想像することが苦手。②行動と言葉を含むあらゆる事象をセットで覚えてしまう。③記憶優先の脳。以上の特性をもっているため、少しの言葉の変化で伝わらなかつたり、言葉のニュアンスが伝わらず文字通り受け取ってしまって混乱したり、膨大なセット記憶のなかから言葉を探すため時間がかかってしまうなどの状況に陥りやすいです。また日本語は世界的に見てもむずかしく、言葉の意味やひらがなだけでなく、あいまいな表現方法や敬語などがあります。同じ言葉なのに違う意味をもつ言葉（切る、着るなど）や、同じ意味なのに違う言葉（私、俺、僕など）を私たちが状況に応じて、あたり前のように使い分けしていることも、ASDの方々にとっては理解しにくく、私たちのことを宇宙人のように感じているのかもしれない(笑)。

これらのことを加味すると、視覚支援＝ビジュアルコミュニケーションのほうが、ご利用者の皆さんにとってはわかりやすい支援手法ということになります。

◆ 超実践！～ビジュアルコミュニケーション!!～

今回は、上記コミュニケーションの課題に対応したビジュアルコミュニケーションの実践例を紹介したいと思います。



〈おかば学園のあるご利用者への支援〉ボード作成：浜口

これは“センテンスボード”と呼ばれており、ご利用者の方が伝えたいこと（であろうことも含む）をすべて写真もしくはイラストでカード化し、自由に発信できるようにしたツールです。このボードを介して支援者とのコミュニケーションも可能となっており、実に配慮された環境といえます。

私たち日中活動支援事業部では、ご利用者の皆さんがしたいことができる環境、自分で選べる環境の提供を大事にしています。それは、こういった経験がない限り選ぶことはできないと考えているからです。経験の提供と、その環境の提供こそが『意思決定支援』につながるのではないかと思います。

(日中活動支援事業部 大谷 健太)

シリーズ 施設長リレーインタビュー⑤ ～陽気会相談支援事業所～

今号では、2年半の出向期間を経て法人へ戻られ、2022年度から相談支援事業所の管理者をされている小松山人氏にお話を伺いました。

——現在の登録者数を教えてください。

現在は、成人が約370名で児童が約80名、計450名ほどの方が登録されています。相談支援専門員は4名いるので、なんとか対応できている状況です。児童に関しては、まだセルフプランの方が多く、相談支援についてあまり知られていないように感じています。

——コロナウイルス感染症の影響はいかがでしたか。

コロナ最盛期のころはまだ私は出向中だったので、昨年度も初めごろは、モニタリングはまだ電話で実施していました。訪問を控えていたので、事業所によってはタブレットなどでご本人の様子を見せてもらったりしていましたが、少しずつ同意を得て訪問、面談を行っています。ご本人に会ってなんぼ、と考えているので電話での聞き取りなどは正直しんどかったですね。

ご家族からは、コロナの影響でこれまで使えていた短期入所のサービスなどが使えなくなったという話を伺いました。緊急時などで、どうしても一時的に事業所に受け入れをお願いするときなどがありました。そのときはこれまでにつなごうとした事業所に連絡して依頼をしました。事業所としては、コロナ禍で感染対策の観点から、ショートを受け入れなど制限せざるを得なかったこともあったと思いますが、担当者の方の「困っている状況をなんとかしたい」という思いで対応していただきました。

——出向期間中はどのような業務をされていたのですか。

北区鈴蘭台にある、きた障害者地域生活支援センター（現在：きた障害者相談支援センター）では、相談支援業務だけではなく、生活全般の相談対応や、訪問、勘案調査、各種会議、イベント対応などさまざまな業務に携わっていました。いろいろと大変なこともあり、異動した初めごろはかなりとまどいましたが、センターでのたくさんの業務に取り組むなかで幅広い経験を重ねることができて、非常にありがたかったと思っています。コロナ禍でなければ、もっとたくさんの経験ができたと思うので、そこはいまでもとても残念に思っています。

——2年半ぶりに法人に戻られての感想は。

法人に戻った昨年度の初めは、やはり「浦島太郎の感覚」がありました(笑)。いろいろと変わっていたこともあり驚きましたが、事業所の業務に邁進したいと思っています。

8年間入所施設にかかわったあと相談支援に異動になり、そのときも「世界が広がった」と感じましたが、支援センターへの出向でたくさんの人と出会って、つながって、それ以上にさらに世界が広がったなあと感じました。出向前までは「むずかしそうだな」と躊躇していたことも、支援センターでの経験を積んで法人に戻ってからは、「とりあえずやってみるか」という方向に考えられるようになりました。

——事業所として目指していることはありますか。

現状維持、ということ向上心がないように思われるかもしれませんが…(笑)。少しずつ、地域の方の案件も増やしていきたいと考えています。現在は施設の方のほうが多いのですが、地域の方のニーズにも少しずつでも対応していけたらと思っています。あと北区は広いのですが、北神地域だけでなく本区の利用者も増やしていきたいという気持ちがあります。物理的な距離や人員配置など、クリアしないといけないこともあるので現状難しいのですが…。いまは多様なニーズに応えられるように、必要な研修を受けたり、資格を取得したりしてブラッシュアップしながらがんばっているところです。

——管理者としての野望はありますか。

野望ではないですが…。私は相談支援専門員としての経験は今年で11年目に入りましたが、年齢的には4名の相談支援専門員のなかで最年少なんです。ほかの3名の相談員はさまざまな分野で豊富な経験を積まれた方ばかりですので、それぞれが持っている力を存分に発揮して働くことができるような環境を作っておきたいと考えています。

そうすることで、障害のある方々に直接会って話を伺い、できるだけ豊かな人生を送っていただけるようにサポートする、という相談支援事業所が担う役割を果たしていけるのではないかと考えています。

——ありがとうございました。



出向前から相談支援専門員として日々奮闘されていた小松氏ですが、2年半の支援センターでの業務を経験されただけ一回り大きくなられたように見えました（ご本人は腹部あたりをさすっておられました。あくまでも人間的に…）。

入所施設から相談支援事業所への異動や支援センターへの出向など、大変しんどい状況もあったと思われますが、現在の柔和な表情が物語っているように、さまざまな経験で培ったスキルとつないできたネットワークが、いままさに生かされているように感じました。話を伺うなかで幾度となく、相談支援は『本人に会ってなんぼ』という言葉が出ていました。支援の対象であるご利用者本人と会って、顔を見て話を聴く。そこから始めることが大前提というのはあたり前のことですが、実際はむずかしいこともたくさんあります。正面からご利用者に向き合う姿勢や、コツコツとつないでいく地道な努力を改めて見習いたいと思いました。（編集委員会）

ちょっといいですか？大西ですけど…

－身体拘束－

◆身体拘束廃止未実施減算？

近年、障害者虐待防止法や障害者差別解消法が制定され、国を挙げて、この業界から虐待や差別をなくし、障害のある方々の人権（普通に生きる権利）を守っていこうという風潮が強まってきました。同時に、私たち障害関係施設に対しても、虐待防止や身体拘束防止に係る研修や委員会設置の義務化、体制の整備、規程の制定等、多くの対策が矢継ぎ早に求められてきました。いまや、施設職員は、虐待や身体拘束という言葉に異常なほど敏感になっています。

この4月、この流れは、施設の収入にも大きな影響を与えることとなりました。「身体拘束廃止未実施減算」という減算の種類に新たに条件が加わったのです。もともと、ご利用者への身体拘束については、当然禁止されています。が、「切迫性・非代替性・一時性」という3要件を満たし、ご利用者やご家族に説明し同意を得れば身体拘束は認められることになっています。そして、身体拘束を行う場合、必ず記録を残すことが条件です。この記録がない場合に減算の対象となっていました。この4月からは、減算条件に、新たに委員会の定期開催、研修の定期開催、指針の整備という項目が加わり、記録の整備と合わせて4つの条件のひとつでも欠ければ減算となります。身体拘束をなくしていこうとする国の意気込みが伝わってきます。

◆ここにも抜け穴が

と、思ったのですが、よくよくこの「身体拘束廃止未実施減算」の中身を見てみると、抜け穴が見えてしまいました。記録がない場合は減算ということですが、これは、身体拘束そのものを否定はしていません。身体拘束をした場合には記録を残すようにというだけの意味になってしまいます。次に委員会の開催ですが、これは、年に1回でよい、またその内容についても明確な規定はない、さらに虐待防止委員会と一体的でもよいとされていますので、委員会自体が有効に機能するかどうかについては疑問が残ります。研修についても、これも年1回、内容は特に指定なしとなっています。空洞化してしまう恐れがあります。指針についても、サンプルを流用して完成、という事態が想定されます。全体に施設や法人任せになっている感が否めません。この減算を自ら算定する施設はあるのでしょうか。行政指導の重点項目になっていくと思えます。

この減算の中身をあれこれ詮索しているうちに、ご利用者の身体や生命を守るためにと思って行った対応が、逆に身体拘束や虐待とされてしまうような事態だけは避けていかなければいけない、と変な対抗心が生まれてしまいました。(大)

陽気会は「福祉ゾーン」としてのコミュニティの創造を目指します

陽気会は、1958年9月1日に知的障害児施設おかば学園を開所し、昨年の9月から65年目に入りました。

私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしていきやすくなるよう“デザイン”し、陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、皆さまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協力会員)募集中です

施設・事業所サポーター 年間 10,000 円

個人サポーター 年間 1,000 円

サポーターの皆さま、いつもありがとうございます

陽気会の SNS

Facebook Instagram Twitter
フォローよろしくお願いします

編集委員会：松端 克文
大西 博之・朝日 満子
大島 由香利

〒651-1313

神戸市北区有野中町 2-5-19
社会福祉法人陽気会
KOBÉ 北・コミュニティデザイン Lab.
Tel : 078(981)7271
Fax : 078(981)0825
HP : <http://youkikai.or.jp/>
Email: kcclab@youkikai.or.jp

